

令和元年12月4日

佐賀消費者フォーラムとファーストビューティークリニック福岡院
との間で差止請求に関する協議が調ったことについて

消費者契約法第39条第1項の規定に基づき、下記の事項を公表する。

記

1. 協議が調ったと認められるものの概要

(1) 事案の概要

本件は、適格消費者団体である特定非営利活動法人佐賀消費者フォーラム（以下「佐賀消費者フォーラム」という。）が、ファーストビューティークリニック福岡院に対し、平成30年11月28日付けで、佐賀県内で配布されているフリーペーパー中の同事業者の広告において、①「15歳以上若返り!」、②「極上の仕上がり」、③「三大手術特化専門センター」、「フェイスリフト（若返り）・小顔手術センター」、「豊胸術・垂れ乳挙上術センター」、「わきが完治手術センター」との各記載及び④手術前後の写真が、それぞれ掲載されているところ、これらの表示は、不当景品類及び不当表示防止法第5条第1号^(※1)に規定する優良誤認表示に該当するとして、各表示の改善を申し入れた事案である。

(※) 不当景品類及び不当表示防止法

第五条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの

二・三 〔略〕

注) 上記の差止請求が行われた日現在の規定

(2) 結果

令和元年10月30日、佐賀消費者フォーラムは、上記の申入れに関する表示はいずれも削除されたことを確認し、申入れの趣旨に沿う内容の改善がなされたものとして、申入れを終了した。

2. 適格消費者団体の名称

特定非営利活動法人佐賀消費者フォーラム（法人番号 2300005005986）

3. 事業者等の氏名又は名称

ファーストビューティークリニック福岡院

4. 当該事案に関する改善措置情報^(※)の概要

なし

(※) 改善措置情報とは、差止請求に係る相手方から、差止請求に係る相手方の行為の停止若しくは予防又は当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとった旨の連絡を受けた場合におけるその内容及び実施時期に係る情報のことをいう（消費者契約法施行規則第14条、第28条参照）。

以上

【本件に関する問合せ先】

消費者庁消費者制度課 電話：03-3507-9165

URL：https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/index.html